

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	木津川市くらし応援給付金支給事業	①物価高騰対策として、迅速に全市民へ支援するために6千円の現金給付を行う。 ②全市民への給付金及び事務費 ③事業費：477,000千円（79,500人×6千円）－（1） 事務費：23,201千円－（2） （1）＋（2）＝500,201千円 ④全市民 ※お米券や商品券の配布事業についても検討を行ったが、現金給付事業と比較し事務費が膨らむことに加え、使用できる店舗が限られるなど、遠方まで出向かなければならない高齢者等への負担を鑑み、より迅速で一人ひとりのニーズに沿える物価高騰対策として現金給付を行うこととした。	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費物価高騰対応事業	①食料品等の物価高騰の影響による学校給食費高騰分を市が負担することで保護者負担を軽減する。 ②市立学校給食物価高騰分 ③事業費積算 ・小学校 物価高騰分47円×5,110人×190回＝46,603千円－（1） ・中学校 物価高騰分62円×2,607人×181回＝29,255千円－（2） ・幼稚園 物価高騰分31円×142人×104回＝457千円－（3） （1）＋（2）＋（3）≒76,021千円 ④市立中学校・小学校・幼稚園の児童や保護者（教職員等を除く）	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等物価高騰対策事業	①物価高騰が続く中、私立認定こども園・幼稚園の利用者の経済的負担を軽減するため、利用者に対する副食費の食材料費高騰額等を支援することにより、利用者及び事業者の負担軽減し、良好な保育サービスを継続できる環境を整えることを目的とする。 ②副食賄材料費支援 ③事業費積算 ・私立認定こども園 物価高騰分900円×938人×12月＝10,130千円－（1） ・私立幼稚園（1園） 物価高騰分900円×78人×12月＝842千円－（2） （1）＋（2）≒10,974千円 ④市内の民間認定こども園、民間幼稚園の児童や保護者（教職員等を除く）	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	コミュニティバス利用者支援事業	①物価高騰等に伴う家計への支援及びコミュニティバスによる外出を促進するため、コミュニティバスの運賃を半額とする。 ②運賃 ③事業実施期間（4か月間）の運賃収入減収額＝8,813千円 システム改修費 110千円 ＝8,923千円 ※その他（C）一般財源のみ ④コミュニティバス運行事業者	R7.7	R8.3

5	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム商品券事業	<p>①物価高騰の影響を受ける消費者の負担軽減策として、市内の対象店舗にてキャッシュレス決済を利用して買い物をする方にポイントを付与する仕組みを構築し、消費額の負担軽減を行うもの。1人あたり最大2,000ポイント（10%還元）を上限に付与する。</p> <p>②委託料（ポイント付与及び事務費）</p> <p>③委託料内訳  プレミアム付与額 4,310千円－（ア）  運営費用 1,000千円－（イ）  手数料 646千円－（ウ）  販促費用 737千円－（エ）  消費税 234千円（イ＋ウ＋エ）  ≒6,927千円</p> <p>④市民、市内事業者</p>	R7.7	R8.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	高齢者移動支援事業	<p>①物価高騰等に伴う高齢者への移動支援として、65歳以上の高齢者に対しタクシー利用券及びガソリン券を支給する。</p> <p>②タクシー利用券及びガソリン券作成費</p> <p>③事業費21,500人×2,000円＝43,000千円  事務費5,394千円（職員人件費等を除く）  ＝48,394千円</p> <p>④市民（65歳以上）</p>	R7.7	R8.3
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	若者応援給付事業	<p>①物価高騰等による家計への影響が長期化している中、読書活動を支援するため、16歳から22歳までの若者1人あたり5,000円の図書カードを配布する。</p> <p>②図書カード作成費</p> <p>③事業費6,600人×5千円 33,000千円  事務費 3,766千円  ＝36,766千円</p> <p>④市民（16～22歳）</p>	R7.7	R8.3
8	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通・福祉輸送確保維持支援金事業	<p>①原油価格や人件費等、物価高騰により影響を受けているバス・タクシー・福祉有償運送・介護タクシー・障がい者福祉タクシー事業者に対して、持続可能な公共交通の確保及び安定的な福祉輸送の維持を目的として支援金を給付する。</p> <p>②支援金</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス事業者  市内路線バスの実車走行キロ×R5→R6運行経費単価増額分  1,047,178.4km×26円/km×1/2＝13,610千円－（ア）</li> <li>・タクシー事業者  車両台数30台×20千円＝600千円－（イ）</li> <li>・福祉有償運送事業者  車両台数41台×15千円＝615千円－（ウ）</li> <li>・介護タクシー事業者及び障がい者福祉タクシー事業者  車両台数10台×15千円＝150千円－（エ）</li> </ul> <p>ア＋イ＋ウ＋エ＝14,975千円</p> <p>④交通事業者及び福祉輸送事業者</p>	R7.10	R8.3

9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	就学援助事業	<p>①物価価格高騰の影響により、経済的理由に就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、児童・生徒に平等な教育の機会を与えるための援助を行う。</p> <p>② 要保護・準要後児童生徒就学援助費</p> <p>③ 費用（本交付金の不足分については一般財源を充当） （小学校） 学用品・・・7,420千円 通学用品・・・1,244千円 新入学児学用品・・・6,183千円 校外活動費・・・1,416千円 学校給食費・・・29,859千円 修学旅行費・・・2,790千円 諸経費・・・4,038千円 ≒小計・・・52,969千円－（ア） （中学校） 学用品・・・8,502千円 通学用品・・・554千円 新入学児学用品・・・11,145千円 校外活動費・・・1,666千円 学校給食費・・・19,299千円 修学旅行費・・・8,345千円 諸経費・・・11,690千円 ≒小計・・・61,199千円－（イ） （ア）＋（イ）＝114,168千円 ※その他（C）一般財源のみ</p> <p>④ 要保護・準要保護世帯の保護者（教職員等を除く）</p>	R7.4	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	地域福祉推進事業 （一人暮らしの高齢者等歳末たすけあい事業）	<p>①木津川市社会福祉協議会が、日常の見守り活動の一環として実施する「おせち料理」の配付に加え、物価高騰の影響を受けている一人暮らしの高齢者等に対して、日常生活用品等を追加で配付する。</p> <p>②補助金</p> <p>③食料品や日常生活用品を5,500円分×1,100世帯＝6,050千円 ※その他（C）一般財源のみ</p> <p>④社会福祉協議会</p>	R7.10	R8.3
11	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業持続化支援事業	<p>①物価高騰の影響を受けた農業者・農業法人を支援するため、販売金額に応じた補助金を給付する。</p> <p>②補助金</p> <p>③ 2万円×213人＝4,260千円 5万円×111人＝5,550千円 10万円×32人＝3,200千円 15万円×27人＝4,050千円 20万円×28人＝5,600千円 振込手数料 121千円 合計＝22,781千円</p> <p>④農業者・農業法人</p>	R7.10	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て支援医療費助成事業	<p>①小学生～高校生までの児童の入通院費用を助成することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により経済的に厳しい状況にある子育て世帯を支援する。</p> <p>②小学生～高校生までの入通院費用を助成する費用</p> <p>③1か月あたり医療費助成額33,526千円×12カ月≒402,314千円 ※その他（C）は京都府補助：186,359千円、一般財源：185,954千円</p> <p>④小学生～高校生までの児童</p>	R7.4	R8.3

13	③消費下支え等を通じた生活者支援	带状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業	<p>①带状疱疹ワクチンの定期接種開始に加え、市独自に対象を拡充し、50歳以上の希望者と罹患リスクが高いと医師が判断した18歳以上50歳未満の方の接種費用の一部を助成することで、物価高騰による経済的負担を軽減する。</p> <p>②ワクチン接種費用に係る助成金、郵送費</p> <p>③組換えワクチン 9,956円×251人×2回=4,998千円ー（ア） 生ワクチン 3,457円×62人=215千円ー（イ） 決定通知郵送費 92円×565通=52千円ー（ウ） ア+イ+ウ=5,265千円</p> <p>④・市内在住の50歳以上で定期接種の対象とならない方 ・市内在住の18歳以上50歳未満で带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる方</p>	R7.4	R8.3
----	------------------	--------------------	--	------	------